

令和6年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月24日（水）午後2時45分から午後3時45分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	1番	新井 勉
----	----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号1番 新井勉委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。
議長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 石田光委員、議席番号13番 立川幸一委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条756番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.6km、所要時間は8分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項6項目につきましても、6番につきましても、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条757番 契約内容は、交換による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米と野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましても、現地を地区担当の委員に

確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条758番 契約内容は、交換による所有権の移転です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、米と野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条759番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は6.0km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、管理機1台、草刈機1台、動力噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は、米と野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は340日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条760番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.6km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン5台を所有しております。主な経営作物は、米と野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は650日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、議事参与の制限の関係により、通常であれば議長を新井会長職務代理者と交代するところですが、本日は新井会長職務代理者が不在のため、年長である澁江委員に議長をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、澁江委員を議長とすることに決定いたします。  
澁江委員、議長席へお願いします。

澁江委員

質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

議案第1号農地法第3条の759番について、議席番号16番 大  
芦宏委員が、議事参与の制限に該当します。759番について審議しま  
す。大芦宏委員の退室をお願いします。

(大芦委員 退室 15:01)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の759番につ  
いて、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号農地法第3条の759番につ  
いては、申請のとおり許可することに決定いたしました。大芦宏委員の入  
室をお願いします。

(大芦委員 入室 15:03)

ここで、議長を大芦会長と交代します。大芦会長、議長席へお願いしま  
す。

議 長

次に、農地法第3条の759番以外の案件について審議します。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の759番以外  
の案件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号農地法第3条の759番以外の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条164番について、調査班をお願いします。

調査班

4条164番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。



次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1074番から1083番について、調査班をお願いします。

調査班

5条1074番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1075番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1076番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1077番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを

検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1078番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1079番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1080番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1081番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1082番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1083番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 小関 昭男委員 どうぞ

6番  
小関委員

5条1080番の事業計画の系統蓄電池設備というのほどのようなものか、わかる範囲で教えてもらいたいと思います。

事務局

系統蓄電池設備というものは、名前の通り蓄電池でありまして、太陽光発電設備等で発電した電力が需要を上回った場合、余剰の電力が発生してしまい通常は捨ててしまうのですが、その余った電力を買い取って、この設備の中に貯めておいて需要があったときに業者などに売電する施設になります。以上です。

6番  
小関委員

はい、どうもありがとうございました。

議長

太陽光発電設備が増えていますが、今後、このような蓄電設備も増えてくるということでしょうか。電気をコントロールする設備のようですけども。

事務局

初めて出てきた案件なので、今後どのように増えていくのかは、はっきりとはしておりません。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴

取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号非農地証明願についてを議題といたします。事務局をして議案4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地535番から537番について、調査班お願いします。

調査班

非農地535番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われま。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま。

非農地536番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われま。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま。

非農地537番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われま。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日 提出 佐野市農業委員会会長

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第5号36番について、調査班お願いします。

調査班

軽微な変更36番について報告します。2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと考えられます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の決定についてを議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年4月24日提出 佐野市農業委員会会長。

すでに中間管理権の設定された農地について、新たな担い手に貸し付ける計画になっています。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後3時45分閉会